県営ただみ南地区土地改良事業計画概要書

中山間地域農業農村総合整備事業

福　　島　　県

～　目　　次　～

第１章　目　　的　……　1

第２章　目標及び指標　……　1

第３章　地域の所在及び現況　……　1

第４章　基本計画　……　5

第５章　工事又は管理の要領　……　6

第６章　換地計画の要領　……　7

第７章　費用の概算　……　10

第８章　効　　用　……　11

第９章　本事業で実施する
　　農村振興環境整備事業等との関係　……　11

第10章　他事業との関係　……　11

第11章　計画概要図　……　12

第１章　目　　的

１．工事の目的

本地区は、福島県南会津郡只見町に位置し、伊南川流域の低平地に広がる農業地帯であり、水稲を中心とし、山間高冷地の昼夜の寒暖差を生かした夏秋トマト、アスパラガスなどの野菜や、リンドウ、カスミソウ、スターチスなどの花卉類の園芸作物との複合経営が多くなっているが、米や野菜の価格低迷が続く中での肥料高騰、農業就労者の高齢化により離農や衰退傾向にあり、過疎化にも歯止めがかからない状況にある。

このような状況を打破するため県営ほ場整備事業により区画や用排水路及び農道の整備を行い、一定の成果は得られたが、採択要件に満たなかったことにより県営ほ場整備事業で整備できなかった農業生産基盤・生活環境基盤が未だ存在し、この整備が活性化の重要な課題であり、今回、未整備の箇所がある地域を重点地域として設定し、農業生産性の向上及び地域防災安全の構築を図ることを目的とする。

第２章　目標及び指標

本地区では、水稲とリンドウ等の花卉による複合経営が行われており、昼夜の寒暖差を活かした高品質な生産が強みとなっている。区画整理を行う圃場についても、水稲と花卉の計画的栽培を前提としており、整備により省力化と生産性の向上が見込まれる。また、リンドウなどの花卉は市場評価が高く、切り花としてのブランド価値を活かした出荷体制の強化が期待されている。今後は、整備による作業効率向上と高品質生産の推進により、地域全体の農業所得の向上を図る。

第３章　地域の所在及び現況

第１節　地域の所在

事　　業　　名	地　　域
中山間地域農業農村総合整備事業	福島県南会津郡只見町大字只見地内外

第２節　地　　積

（R4年11月現在）（第2表）

事　　業　　名	現況地目 市町村名	田 (ha)	畑 (ha)	小計 (ha)	山林原野 (ha)	宅地等 (ha)	その他 (ha)	計 (ha)	備　　考
中山間地域農業農村総合整備事業	只見町	164	65	229	1,469	56	601	2,355	水田(耕作放棄地含む)

第３節　地　　形

本町は、福島県の西南、南会津郡の西北部に位置し、西南端は新潟県に接している。町の総面積は747.54k㎡に及ぶ広大なものであるが、そのうち約93％が山林原野という峡谷型の純山村である。周囲を山々に囲まれ、伊南川、只見川が町の中心を流れている。

第４節　地質、土壌

只見地域は、中生代から新生代の地層が広がり、その岩相も様々である。新第三記前期中新世～中期中新世初期の火山砕屑岩や溶岩類を中心とした地層は堆積年が古い順に滝沢川層、大塩層、小川沢層に区分され、只見地域北部に広く分布している。また、中期中新世中期～後期中新世前期の泥岩・砂岩・凝灰岩等の堆積層である布沢層、松坂峠層は布沢に偏在しており、梁取の山麓部では、陸上に噴火したデイサイト質の溶結凝固岩からなる駒止峠層がこの二つの層を覆っている。

第５節　気　　象

（１）　一般気象

（第3表-1）

観測所名	只見観測所	かんがい期	非かんがい期	計	備考
観測期間	2013年～2022年	5 月16日 ～ 9 月10日	9月11日 ～ 5 月15日		
平均気温		21.0 ℃	5.8 ℃	10.7 ℃	
降水量	平均	811.1 m/m	1577.7 m/m	2,388.8 m/m	
	基準年	459.0 m/m	1,551.0 m/m	2,010.0 m/m	1994年
降水日数	平均	59 日	156 日	215 日	
	基準年	44 日	151 日	195 日	1994年
根雪期間		月 日 ～ 月 日			記録なし
無霜期間		月 日 ～ 月 日			〃
最多風向		西北西	左発生時期 9月11日～5月15日	最大風速 m/S 10.3	左発生時期 2018年 3月2日

（２）　特殊気象

（第3表-2）

観測所名	只見	第１位			第２位			第３位			第４位			第５位			備考
観測期間 1993年～2022年		数量	年月日	発生確率	数量	年月日	発生確率	数量	年月日	発生確率	数量	年月日	発生確率	数量	年月日	発生確率	
最大日雨量		mm 430.0	2011/7/29	1/106	mm 325.0	2004/7/13	1/42	mm 251	2017/7/18	1/20	mm 165.5	2019/10/12	1/6	mm 156.0	1998/8/4	1/6	
最大時間雨量																	
最大４時間雨量																	
最大連続降水量		mm 735.5	2011/7/25 ～ 7/30	1/145	mm 484.0	2005/12/9 ～12/31	1/22	mm 328	2004/7/10 ～ 7/14	1/19	mm 402.0	2000/2/6 ～ 3/5	1/10	mm 358.0	2017/1/8 ～ 2/3	1/7	
最大連続旱天日数		日 29	2018/7/8 ～ 8/5	1/95	日 26	2016/5/18 ～ 6/12	1/36	日 22	2012/7/23 ～ 8/13	1/10	日 20	2015/7/25 ～ 8/13	1/6	日 20	2000/8/10 ～ 8/29	1/6	

（３）　海　象

該当なし省略

第６節　水利の状況

本町の用水源は一級河川只見川・伊南川本流と10本の支流に合わせ渓流水を利用して供給されている。一級河川本流、支流については安定的に供給されているが、渓流水については不安定な状況である。地区内の用水路は素堀用水路と用排水兼用が多く維持管理に多大な労力を費やしている状況にある。

本町の排水は、地区内排水路から一級河川伊南川、一級河川只見川へ自然排水されているが、大雨時、山間部からの渓流水により地区内の農地で排水被害が発生している。また、地区内排水路については用排兼用と多くが土水路で維持管理に苦慮している状況である。

第７節　農地状況

本地区のほ場は、昭和50年～52年に団体営土地改良事業等により10a区画を標準として整備されたが、用排水兼用なうえ、老朽化も進み、安定的な用水確保も困難となり、維持管理に多くの労力を費やしている。

また、農業者の高齢化が進み、地域農業を維持するためには担い手農家への集積が求められているが、農道も狭く、小区画であり大型機械による農作業の弊害となっている。

第８節　営農状況

2020年農林業センサスより

市町村名	種目 戸数・割合	主業	準主業	副業的	計	備考
只見町	経営体数	27	19	153	199	
	割合	14%	10%	76%	100%	

第９節　交　　通

本町は、伊南川沿いに国道289号線、只見川沿いに国道252号線が通じており、会津若松市まで約90km、磐越自動車道会津坂下ICまで約60kmの距離にある。また、県都福島市へは、磐越自動車道の開通により2時間30分と大幅に短縮した道路状況である。

第10節　集落状況

本町は「只見地区」「朝日地区」「明和地区」と３つの地区があり、その地区の中でもさらに27の集落に分かれている状況である。

第11節　施設状況

活性化構想に基づき、生産力の向上と農村生産基盤の整備を総合的に実施し、農業担い手の確保とプライドを持った農業を実現し、持続可能な農業を実現するため下記の事業を実施する。

①農作業の効率化、農業生産性の向上を図るため、ほ場（A=1.7ha）を整備する。

②地域集落の生活環境、農業構造を改善するため、余水吐ゲート（１基）、止水ゲート（１基）、土砂吐ゲート（１基）、水路工（２路線L＝555m）を整備する。

③防火施設の整備を図り、地域住民が安心して生活出来る環境づくりを行うため、防火水槽（２基）を整備する。

第４章　　基　本　計　画

第１節　一般計画（主要工事）

（１）農業用水施設整備

工　　種		位　　置	工　事　内　容	備　　考
農業用排水路施設整備	用 水 路 工	二軒在家	装行水路　　215　m	BF500型
	余　水　吐	小　川	余水吐ゲート　　1 基	
	土 砂 吐 ・ 止 水	二軒在家	止水ゲート　　1 基　、　土砂吐ゲート　　1 基	
農地防災	排 水 路 工	只　見	装行水路　　340　m	HF800×800
ほ場整備	整　地　工	塩ノ岐	水田　　1.7 ha　　畑　　－　ha	
	道　路　工		敷砂利　　532 m	
	用 水 路 工		装行水路　　123 m	
	排 水 路 工		装行水路　　321 m	

（２）農業集落防災安全施設整備

工　　種	位　　置	工　事　内　容			備　　考
		箇所数	数　量	主要構造	
防火水槽	小　林	2	2	40m^{3}級　地下式	

第２節　環境との調和への配慮

本事業周辺は、環境創造区域に指定されていることから、事前の調査に基づき、地域が保有する水生動植物の生態系保全機能と地域住民が自然との共生を実感できる親水機能を具備した環境水路を整備することとしており、地域環境財の継承に寄与する計画である。

第５章　工事又は管理の要領

第１節　工事の着手予定及び完了予定の時期

着手予定　　令和８年度

完了予定　　令和12年度

第２節　管理予定者及び予定管理方法

工　種	管理予定者	予定管理方法	備　考
道　路	只見町	直轄又は地元委任	
用排水路	只見町	直轄又は地元委任	

第６章　換地計画の要領

第１節　換地計画を作成する上での基本的な考え方

本地区は、南会津郡只見町の西部に位置し、南東に流れる一級河川只見川と要害山などの700m級の山々に囲まれ、JR只見線只見駅などの町中心街周辺に農地が広がる田園地帯で、気候は夏涼しく、冬は寒さが厳しい特別豪雪地帯である。

本地区のほ場は、昭和50年～52年に団体営土地改良事業等により10a区画を標準として整備されたが、用排水兼用なうえ、老朽化も進み、安定的な用水確保も困難となり、維持管理に多くの労力を費やしている。

また、農業者の高齢化が進み、地域農業を維持するためには担い手農家への集積が求められているが、農道も狭く、小区画であり大型機械による農作業の弊害となっている。

よって、ほ場の整備と合わせ、農道及び用排水路の再整備することで、担い手農家に農地の集積・集約化し、農作業の効率化を図り、既存の6次化商品を発展させ、販売額の向上を図り、地域の活性化を目指す。したがって換地計画を作成するにあたっては、事業の目的達成のため、農地の流動化と集団化を促進するなど、農業構造の改善に資する換地計画を作成することを基本方針とする。

第２節　換地区の設定

（１）換地区の名称、所在、面積

（第25表－１ ）

換　　地　　区　　名	換地区の所在	面　積　(ha)
全　　工　　区 （換地区は設定しない）	南会津郡只見町大字只見字塩ノ岐	2.2

（２）換地区を設定する理由

該当なし省略

第３節　換地計画樹立の基本方針

（１）従前の土地の地積基準

（第25表－２ ）

換　　地　　区　　名	地　積　の　基　準
全　　工　　区	（１）地積の基準 換地交付の基準とする従前の土地の地積は、土地改良事業計画決定の日の登記簿地積とする。 ただし、上記の日から３ヶ月以内に測量士、測量士補又は土地家屋調査士の測量した実測図及び隣接所有者の同意書を添付して申し出のあった場合は、その申し出のあった地積とする。 （２）地目･用途の基準 従前の土地の地目は、土地改良事業計画決定の日の登記地目とし、用途については、土地評価により決定する。

（２）用途別予定地積　　（単位：ha）　　（第25表－3）

換地区名	用途 前後	非農用地区域外に換地する土地												非農用地区域に換地する土地										機能交換に係る土地				一般国公有地	総合計
		田	畑	山林・原野	その他	通常事業施行地域に含める土地（令第１条の９（ ）書）			計	本事業によって生ずる土地改良施設用地			創設農用地	合計	特定用途用地			異種目換地	創設非農用地					合計	国	県	市町村他	合計		
						土地改良施設	その他	小計		改良区	その他	計			宅地	その他	計		農業経営合理化施設用地	生活上・経営上必要な施設用地	公用・公共用施設用地	宅地等	計							
全工区	従前の土地	1.7		0.3					2.0					2.0													0.2	0.2		2.2
	換地	1.7							1.7					1.7													0.5	0.5		2.2
	従前の土地																													
	換地																													
合計	従前の土地	1.7		0.3					2.0					2.0													0.2	0.2		2.2
	換地	1.7							1.7					1.7													0.5	0.5		2.2

（３）農用地集団化の方針　　（第25表－4）

区分 換地区名	地帯別、グループ別団地の設定	個人別換地の方法		
		位置の選択方法	１戸当り目標団地数	区画畦畔の取扱い
全工区	地目別集団化	換地は、受委託･利用権設定等促進を考慮し、育成すべき経営体の所有農用地が利用集積の核となるようにできるだけ集団化するものとする。 換地は、各人の従前の土地が密集した位置を中心に定める。ただし、各農家の集団化及び育成すべき経営体の利用集積に係る集団化を図ることにより、従前の土地の位置がかなり動く場合には、概ね同じ条件の土地を選定して集団化する。	各農家の農地は、できるだけ大規模に集団化するものとし、１戸当たりの団地数は、特殊地を除き、概ね、田について1～2団地を目標とする。	水田は、固定畦畔とする。

（４）非農用地の換地方法

（第25表-5）

区分 換地区名	用　　途	非農用地区域の位置の概略	面 積 （m^2）	換地の手法	換地取得予定者 （１次取得者）	その他 （最終取得者）
全　　工　　区	該当無し					

第４節　土地の評価及び清算の方法

（１）評価の方法

標準地比準方式により評価委員が評価する。

・ 評価は、評価委員が土地評価項目の案を作成し、受益者による会議で承認された土地評価表により行う。

（２）清算の方法

増価額比例地積清算方式とする。

・ 清算は、従前地の総価額と換地の総価額との差額（増価額）を従前の地積に比例して交付し、従前の土地の価額と増価額を合計し、換地交付基準額を定め、換地の価額との差額を徴収又は交付し清算する。非農用地及び不換地、特別減歩の土地の清算にあたっては、増価額の按分は行わない。

第５節　換地計画樹立の年度計画

（第25表-6）

区分 換地区名	一時利用地の指定予定年度	換地計画の認可 予 定 年 度	換 地 処 分 予 定 年 度	備　　考
全　工　区	令和９年～令和11年	令和12年	令和12年	

第６節　換地処分の時期に関する特則

本地区については、地区全体について区画整理工事が完了し、確定測量が行われた時は、土地改良法第89条の２第10項により準用する同法第54条第２項の本文の規定ただし書きに基づき換地処分を行うことができる。

第７章　費用の概算

第１節　事業費の総額と内訳

総　額　300 百万円

事業区分	事業種類	単価（千円）	事業量	事業費（千円）	備考
農業生産基盤整備	農業用用排水路施設整備	34,500／基	余水吐=1基	34,500	
	農業用用排水路施設整備	45／m 37,913／基	L=215m、止水=1基、 土砂吐=1基	85,500	
	農地防災	206／m	L=340m	70,000	
	ほ場整備	4,824／10a	A=1.7ha	82,000	
農村生活環境基盤整備	集落防災安全施設整備	14,000／基	防火水槽=1基	14,000	
	集落防災安全施設整備	14,000／基	防火水槽=1基	14,000	
合計				300,000	

第２節　事業費の負担割合及び金額

負担区分／事業種類	国		県		市町村		受益者		計（千円）	備考
	割合(%)	金額（千円）	割合(%)	金額（千円）	割合(%)	金額（千円）	割合(%)	金額（千円）		
農業用用排水施設整備	55	66,000	32	38,400	13	15,600	－	－	120,000	2工区
農地防災	55	38,500	32	22,400	13	9,100	－	－	70,000	1工区
ほ場整備	55	45,100	32	26,240	11	9,020	2	1,640	82,000	1工区
農業集落防災安全施設	55	15,400	32	8,960	13	3,640	－	－	28,000	2工区
合計	55	165,000	32	96,000	13	37,360	2	1,640	300,000	6工区

第８章　効　　用

	事業区分	事業種類	総費用総便益比	備考
効用	農業生産基盤整備	農業用用排水路施設整備	6.82	余水吐ゲート
		農業用用排水路施設整備	2.22	用水路、止水・土砂吐ゲート
		農地防災	1.37	排水路
		ほ場整備	1.02	区画整理
	農村生活環境基盤整備	集落防災安全施設整備	1.21	防火水槽
			1.21	防火水槽
	全体		2.21	

第９章　本事業で実施する農村振興環境整備事業等との関係

前歴事業である「ただみ西地区」中山間地域総合整備事業（平成26年完了）の事業範囲外に於ける未整備に該当するほ場を整備し、また、老朽化が著しい農業用用排施設の維持管理を図るためには農業集落防災安全施設と一体的に整備を行う必要がある。

第10章　他事業との関係

該当なし省略

第11章　　計　画　概　要　図

中山間地域農業農村総合整備事業　ただみ南地区

県内位置図

凡　例

農業用用排水施設整備	
農地防災	
ほ場整備	
農業集落防災安全施設	